

高崎市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和2年10月1日

高崎市代表監査委員 田口幸夫

記

- 1 措置通知があった年月日 令和2年9月25日
- 2 監査結果及び措置内容 別紙のとおり

令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

第7 監査の結果及び意見

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
1. 災害予防計画について						
(1) 伝達方法の効率化について	意見	市は災害時の市民への伝達手段の多重化、多様化を図っているが、現状、情報媒体について市民がどの程度利用しているのかの把握を行っていないため、投入資源（市役所職員の配置を含む稼働状況、ハザードマップなどの紙面媒体、ラジオやインターネットなどへの情報掲載料など）が一部非効率となっている可能性がある。 よって、アンケートなどを通じて市民に対して災害時の情報媒体の利用率などの把握を行い、当該アンケート結果を踏まえて災害時の情報伝達方法の効率化を図ることが望ましい。	災害情報は、可能な限り多くの市民に対し、より早くより正確に伝達すべきと考えていることから、情報の効率的運用も含めて、引き続き情報伝達の在り方について研究する。	93	総務部	防災安全課
(2) 用水路を明記した水害対策について	意見	高崎市の地域防災計画における水害対策は、烏川などの河川が対象となっているが、用水路は対象とされていない。市内の用水路には柵が設けられていないケースもあるが、流量増加の場合には危険箇所となり、氾濫の可能性もあることから、用水路に対しても水害対策の対象として防災計画の中に明記することが望ましい。	用水路の水害対策については、地域の実情や水路構造等を踏まえ適切に対応し、防災計画への明記については、関係部署と協議する中で研究する。	94	建設部	管理課
(3) 避難路の整備について	指摘	市では避難路の安全性向上を目的に掲げ、道路改良工事に際して緊急車両の通行や避難路としての機能を満たすような幅員の確保に努めてはいるものの、現状では、避難路の把握ができておらず、整備状況の把握までには至っていない。 市全体としてエリアごとに避難路の確保（市民にとって可視化できる資料の作成）を行うべく、災害想定エリアの調査を実施すべきである。	道路の新設や改修等の工事に合わせ避難路の確保に取り組むとともに、災害想定エリアの調査については関係部署と協議する中で研究する。	94	建設部	管理課
(4) 防災再開発促進地区の指定について	意見	市は地震に強いまちづくりの推進の一環で密集市街地の整備等を掲げているが、現状、防災再開発促進地区の指定実績はない状況である。 防災再開発促進地区の指定制度の趣旨を鑑みると、高崎市においても駅近郊を含め密集市街地が存在する以上、今後、防災再開発促進地区を指定する場合は、防災街区整備方針の策定について群馬県と協議し、密集市街地の整備を促進することが望まれる。	防災街区整備方針の策定について、引き続き群馬県との協議に努める。	95	都市整備部	都市計画課
(5) 地震防災マップの作成・更新について	意見	耐震化の促進を図るための種々の支援策に加え、市民への周知・啓発活動の1つとして地震防災マップの作成配布が掲げられており、地震防災マップそのものは作成・配布されている（現在は市のホームページ上で掲載）。しかし、作成後10年余りが経過しており、その間、見直し等も行われていないため、有用性について市民へ誤解を与えかねない状況が考えられる。 地震防災マップについては、震災時における有用性が重要であるため、市民からの信頼を担保するために定期的に見直しを行い、必要に応じて最新版へ更新することが望ましい。	防災マップの有用性については認識しているが、更新については、必要に応じ適切に対応できるよう研究する。	96	建設部	建築指導課
(6) 建築物の耐震化の現状と目標	指摘	災害時の減災にとって重要な要素である住宅等の耐震化率が目標としているレベルに達していない状況にある。高崎市も認識しているように、耐震化の促進は急務であり、目標達成のためにより具体的な施策を講じる必要がある。	住宅等の耐震化は、本市の建築物等耐震化促進事業について、市広報やホームページ等様々な機会を通じて市民に周知することで、更なる耐震化を進める。	97	建設部	建築指導課
(7) 緊急耐震対策補助金交付要綱について	意見	市内の住宅等の耐震化を進めるために補助金制度を設けているが、要綱で決められている申請の要件と、実際に提出を求めている添付書類で齟齬があるので、申請要件を充足する資料の提出を求めるように修正することが望まれる。	要綱の申請要件を充足するために必要となる添付書類のあり方について研究する。	98	建設部	建築指導課
(8) 液状化対策の具体的検討	意見	市では地震による液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じて実施するとしている。しかし、既存建物の場合は、液状化対策を実施することが困難であることを理由に建替計画時点での対策の検討となっており、市民全体に液状化対策としての知識の普及としては不十分な状況にあるといえる。 地震発生時における既存建物に対する液状化リスクの程度や現状での液状化リスク対策（地盤強化策や建物基礎の改良など）の提案などを広めていくことが望ましい。	地震による地盤の液状化に関する情報や既存建物に対する液状化リスクの程度、現状での液状化リスク対策などについては、周知方法等を含め研究する。	99	建設部	建築指導課
(9) 防災訓練後の結果及び課題の評価について	意見	防災訓練後の課題を含めた事後評価等については現状、資料等は存在しておらず、結果として改善点なども含めフィードバックできていないのが不明瞭な状態となっている。 訓練の評価結果や課題等について、市として実施可能な範囲でフィードバックを行い、文書で残しておくことが望ましい。	次回の開催に向けては、令和元年度実施の訓練内容の精査を行うとともに、群馬県や他自治体の防災訓練なども参考にしながら、実際に起こりうる災害を想定した、より実践的な訓練が開催できるようフィードバックの方法も含め研究する。	100	総務部 消防局	防災安全課

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
(10)	意見	大規模災害時のWeb発信につき、災害時用ページに切り替える基準を設けることが望ましい。また、災害時のサーバ負荷低減を図る手段を検討されたい。	災害時用のページは既に準備ができており、災害の規模に応じたページ切り替えの基準について研究する。また、負担軽減については、外部のサーバーの活用など研究する。	101	総務部	広報広聴課
(11)	意見	臨時ヘリポートは、消防・警察・自衛隊等航空機を運航する救助機関の円滑な救助活動のために選定しているものであるため市民への周知は行っていないとのことであるが、災害時には市民個人が自分で身を守ることも場合によっては必要と考えられることから、市民への周知活動は必要と考える。 地域防災計画そのものの市民への周知を含め臨時ヘリポートの場所についても周知活動を見直すことが望ましい。	臨時ヘリポートについては、本市ホームページの「地域防災計画（資料編）」に掲載しているが、災害時に緊急的な搬送が必要な被災者が生じることも踏まえ、改めて市民への周知を図る。	102	総務部 消防局	防災安全
(12)	意見	市は災害時の避難誘導・受入活動体制の整備の一環として、指定避難所に加え、福祉避難所の指定も行っている。しかしながら、直近の令和元年10月の台風19号の際に福祉避難所の開設は行っておらず、代替手段として市役所本庁の和室や保健室等、バリアフリーの中学校の開放に留めている状態であった。 福祉避難所を指定するのみではなく、実際に開設するための基準等を設け市民への周知も図ることが望ましい。	福祉避難所の開設・運営については、「高崎市福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、これらに基づいて開設・運営を行っている。また、市民への周知については、市のホームページ等を活用するなど研究する。	103	総務部 福祉部	防災安全課
(13)	意見	市では災害時には各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう啓発をしているが、どの程度周知されているか把握していない。 また、家庭等における防災知識の普及の際に周知、徹底を図る事項が地域防災計画の災害予防計画にくまなく記載されているが、普及状況を把握していない。 アンケート等で非常用の飲料水、食料等の備蓄状況や防災知識の普及状況（周知状況）の把握を行うとともに、自助・共助・公助の考え方（民6、官4）や各家庭での3日分の食料等の備蓄の重要性、地域防災計画そのものの存在などを広く市民へ周知することが必要と考える。	備蓄啓発の周知や防災知識の普及の度合いについては、アンケート調査など把握方法について研究する。また、市民への啓発については、引き続き自主防災組織を通じての啓発や、出前講座や地区の防災訓練に参加した際などに、啓発に努める。	104	総務部	防災安全課
(14)	指摘	市の備蓄倉庫の一部について包括外部監査の過程で市の担当者とともに視察を行ったが、以下の事項が問題として考えられる。 ・相当程度古いトランシーバーが散見されたが実際には使用不可であった ・災害用トイレ（簡易トイレ）については防災訓練等ではほとんど使用していないこと 年1回の備蓄品の棚卸の際に使用可否等を含め検証を行い定期的に物品の入れ替えを行うべきであるとともに、防災訓練等でも災害用トイレの使用頻度を上げるべきである。	トランシーバーをはじめとする備蓄品については、毎年度、使用の可否など見極め適切な管理に努める。 災害用トイレについては、高崎市総合防災訓練の際に、民間事業者により、実践に近い形でデモ体験の実施や、使用方法についての説明を行った。今後とも機会を捉え、広く市民への周知が図れるよう努める。	105	総務部	防災安全課
(15)	意見	市では災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備の一環で、危険と思われる箇所について点検を実施するとしており、実際に令和元年5月から7月にかけて総点検を実施している。継続して市民へ情報開示することで災害未然防止活動の強化へと繋がると考えられる。 台風19号による新たな被災情報や総点検そのものが新たに必要となった箇所が増えていないことも含め、広報誌等で周知することが望まれる。	危険箇所総点検については毎年実施しており、その結果と対応方針については広報などを通じて周知を図っている。 減災の観点からも、今後も継続的な実施と情報提供に努める。	106	総務部 建設部 農政部	防災安全課
(16)	意見	市としては、市から各区長あての緊急連絡網は全地区作成済みであるが、町内会連絡網については作成状況を含め把握できていない状態である。 町内会連絡網の作成まで市が実施する必要はないと思われるが、作成状況の把握（町内会の全て世帯に行き届いているか等）は行う必要があると考える。	町内会における連絡については、今後、防災啓発活動を行う中で研究する。	106	総務部	企画調整課 防災安全課
(17)	意見	市としては避難行動要支援者が参加している防災訓練の実施状況の把握はできていない。 防災訓練の実施状況は回数等を含め把握できている以上、その中で要配慮者の把握は容易であると考えられる。よって要配慮者の参加状況（要配慮者全体に対する参加率など）を把握することが望ましい。	避難行動要支援者の防災訓練への参加については、自主防災組織の訓練活動の活性化を推進する中で研究する。	107	総務部 消防局	防災安全課
(18)	意見	高崎市防災計画では避難支援等関係者として、消防局や県警、町内会などが明示列挙されているが、分譲マンションなどにおける、いわゆる管理組合は含まれていない。総務省課長通知などに管理組合を自主防災組織として位置付けることが有効とされていることから、避難支援等関係者として管理組合を含めることが望ましいと考える。	自主防災組織は、原則として町内会単位にその住民を構成員として結成された組織であり、マンション管理組合単体での自主防災組織の結成については、引き続き研究する。	108	総務部	防災安全課

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
(19)	意見	孤立化するおそれのある集落の把握について 孤立化する集落として想定しているのは、倉淵地域、榛名地域、吉井地域の山間集落としているが、現状では具体的な把握（どのエリアが孤立化するなどを把握するマッピングなど）までは行っていない。 早急にエリアを具体化（マッピング）し、広く公表することが望ましい。	各地域からの情報の集約や、関係部局との協議を実施し、把握に向けて研究する。	109	総務部 建設部	防災安全課 土木課
(20)	意見	大雪に関するハザードマップの作成について 大雪時にもハザードマップを活用するとあるものの現状ではハザードマップに大雪に特化した記載はない。 水害のみならず雪害についてもハザードマップの作成を検討されたい。	降雪時や積雪時における留意事項や、公共交通網の運休や寸断等による帰宅困難者対策、道路の凍結箇所など、発信できる情報について関係各課との協議を実施する中で、ハザードマップの必要性も含めて研究する。	110	総務部	防災安全課
(21)	指摘	災害廃棄物処理計画の作成について 災害発生時には大量の災害廃棄物が発生することが予想され、国は東日本大震災などの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正し、災害廃棄物対策を強化している。市町村に対しては災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行うこととされているが、高崎市では災害廃棄物処理計画がまだ策定されていない。 災害時に発生する災害廃棄物に対して迅速に対応できるように、速やかに災害廃棄物対策指針に準拠した災害廃棄物処理計画を策定すべきである。	災害廃棄物が発生した場合は、現行の手法で適切に処理することとしているが、処理計画の策定については今後研究する。	111	環境部	一般廃棄物 対策課
(22)	意見	災害廃棄物処理に関する協定について 大規模災害の発生時には、大量の災害廃棄物の発生が予想される。高崎市では災害時における相互応援等に関して多数の他の自治体と協定を結んでいるが、災害廃棄物処理に関する協定は結んでいない。 災害廃棄物の処理に対する法整備はなされていないが、災害廃棄物の発生に備えて災害廃棄物の処理に関しても他の自治体と協定の締結を進めることが望まれる。	自治体間の協定の内容、締結相手方の選定等については今後研究する。	111	環境部	一般廃棄物 対策課
2. 災害応急対策計画について						
(1)	意見	災害時に被災が予想される地域に存在する支所について 災害発生時に災害対策本部地方部にすると予定している支部の中に、ハザードマップ上、被災リスクの高い箇所に存在している支部がある。 十分な被災リスク対策が行われるまでは、被災リスクの少ない場所にある施設を代替施設とするなどといった対策の検討が望まれる。	倉淵地域については、現在、国、県において土石流対策工事の検討を進めており、引き続き有事の際の代替施設の選定について研究する。 新町地域についても、災害時のリスク対策が必要である浸水想定区域内のため、引き続き代替施設など、住民の利便性等も含めて研究する。	113	総務部	防災安全課
(2)	意見	群馬県減災対策協議会の課題への取組について 群馬県減災対策協議会の中で高崎地域における課題として、完了していない取組があるとのことである。近年、台風等による風水害リスクが高まっている状況を鑑みると、これらの課題については速やかに解決されたい。	未実施の課題への取組について、県と連携し早期の実施に努める。	113	総務部	防災安全課
(3)	意見	災害発生時の職員等の参集体制について 水害発生時における職員等の参集体制について、高崎市では「災害時職員初動マニュアル」に基づき対応するとしている。 内閣府から提供されている「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を見ると、市のものよりも考慮すべきリスクが検討されていることから、これを参考に見直しを図られたい。	災害発生時には、全職員が参集できない場合もあることは想定しているが、参集体制については、内閣府作成の手引き等も参考にしながら、より機能的な体制を構築できるよう研究する。	115	総務部	防災安全課
(4)	意見	屋外拡声システムの点検について 屋外拡声システムは定期的に音量等の確認を行っているが、運用する職員にチェックが任されているため、非常時に十分な音量等が得られているか判断としない状況にある。非常用屋外拡声システム調査研究委員会が設けている基準といった何らかの判断基準に基づいて判断するようにされたい。	防災スピーカーや広報車による音声情報が十分に市民に対し伝達できるよう、ASJ技術規準なども参考としながら、設備の適正な管理や実施体制の確保に努める。	116	総務部	防災安全課
(5)	指摘	民間団体との協定について 被災時に必要な業務に関して民間企業等と協定を締結しているケースがあるが、会社分割等で、本来協定を結ぶべき先が変更となっても、定期的な確認を行っていなかったために協定先が間違っている事例があった。 協定の内容については、定期的に確認すべきである。	協定締結をしている民間事業者については、連絡先等を毎年確認しているが、連携体制を強化して、事業者の把握に努める。	117	総務部	防災安全課
(6)	意見	情報収集・連絡及び通信の確保における支援を要請する関係機関の選定について 通信手段の確保にあたって、関係機関として（株）NTTドコモのみを選定しているが、契約シェアを考慮するとソフトバンク等についても関係機関に含めるほうが適切と考えられる。	2社を含む通信事業者に関し、指定公共機関としての取り扱いについて研究する。	118	総務部	防災安全課

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
(7)	意見	消防本部である高崎市等広域消防局、中央消防署等は高崎市ハザードマップによると洪水浸水想定地域とされ、水害時に浸水リスクが懸念される場所にある。災害対応にあたって、消防局はほとんどのフェーズで関与することとなっている重要な部署であることから、浸水対策とともに、浸水した場合における拠点の移動も含めた対応計画を策定することが望まれる。	非常電源設備の浸水対策を行うように努める。また、浸水が想定される場合の具体的な対応計画について研究する。	118	消防局	消防局
(8)	意見	被災時の広報媒体としてラジオやSNSツールを予定しているが、より幅広く方法手段の利用を検討されることが望まれる。	効果的な情報伝達の多重化を進めるとともに、新たな情報発信手段についても、引き続き研究する。	119	総務部	防災安全課
(9)	意見	発災時における食料等の供給体制に関する市の方針について、市民や事業者に対して様々な方法でアピールするなど、啓発活動を盛んにされたい。	中長期の避難においては、備蓄や災害時応援協定等により対応するが、初期の段階では各自の持参で対応していただくこととしている。引き続き、様々な機会を捉え周知を図る。	120	総務部	防災安全課
(10)	意見	住民避難に関しては、発災時に避難勧告を発令することにより対処することとしているが、実際に発災したときに具体的にどのように対応したら良いか明確でないことが考えられる。速やかな避難行動につなげるためにも、内閣府で提示しているガイドラインにある「災害・避難カード」の作成を推進していくことが望まれる。	マイタイムラインとともに、自分の身は自分で守るという意識の醸成にも繋がることから、引き続き普及啓発に努める。	121	総務部	防災安全課
(11)	意見	高崎市が、除雪（凍結防止含む）作業を実際に委託している市内各業者に支給している融雪剤は、高崎市が所有しているものであり、高崎市が管理する必要があることから、支給後の在庫についても確認することが望まれる。	在庫管理については、現状の在庫数を確認し除雪作業後に提出する報告書に使用数及び空袋の写真を添付することで、適切な数量把握に努める。	122	建設部	管理課 道路維持課
(12)	意見	火山災害対策の一つとして、問題となることが予想される降灰の処理について、地域防災計画上、具体的な基本方針を盛り込むことが望まれる。	降灰の処理については、広域的な対応が必要となることから、県と協議を行っている。	123	総務部	防災安全課
(13)	意見	地域防災計画上、大規模火災対策について、節を設けてはいるが記載内容が簡潔なものとなっている。実際には踏み込んだ検討が行われていることから、それらを踏まえて記載内容を充実させることが望まれる。	大規模火災対策については、消防局において既に定められている基準や、対応方法などについて、消防局と協議し、研究する。	124	総務部	防災安全課
(14)	意見	令和元年に発令された避難勧告時の避難行動要支援者の避難状況について把握していなかった。内閣府による取組指針等を参考にするなど、避難勧告時に避難行動要支援者の避難状況を適切に把握できるような体制を構築されたい。	避難行動要支援者の避難支援については、地域や施設、関係機関などが主体になっていただくことから、日頃からの連携を強化する中で、適切な把握に努める。	125	総務部	防災安全課
(15)	意見	被災時における電力会社との連携に関しては、一定レベルの対策が計画されているが、令和元年における台風被害を踏まえた提言が経済産業省から出ていることなどを加味して、より具体的な対策が講じられる体制づくりに取り組まれることを期待する。	経産省からの提言を参考に、電力会社との連携について研究する。	126	総務部	防災安全課
3. 災害復旧・復興対策計画について						
(1)	意見	高崎市には行政調査員という制度があるが、災害時における行政調査員の役割を明確にし、地域防災計画に盛り込むことが望まれる。	地域防災計画内での位置づけや活用方法の記載について研究する。	129	総務部	防災安全課
(2)	指摘	高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例で参照している群馬県規則が変更されているが、条例がその変更に対応のままであったので、速やかに条例の改正をすべきである。	適切な時期に改正するとともに、同様な事例がないようチェック体制の強化に努める。	129	福祉部	社会福祉課
(3)	指摘	高崎市の規則が改正されているのに例規集システムに反映されていなかった事例があったので、今後はそのようなことがないように十分なチェックをすべきである。	例規システムへの反映状況についても適時チェックを行う。	130	福祉部	社会福祉課
(4)	意見	被災届出証明書の発行については、根拠を明確にするためにも要綱等を作成することが望まれる。	他市等の状況を確認するなど、要綱等の作成について研究する。	131	福祉部	社会福祉課

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管部	所管課
(5) 被災者台帳の有効活用について	指摘	災害時における被災者台帳の活用が不十分である。平時において活用方法に関して訓練等を実施することで被災者台帳を有効活用できる体制を作るべきである。	本市で備えている「被災者支援システム」について、有事の際には、迅速な対応が図れるよう、全庁的な操作訓練を行うなど、有効活用に向けた体制構築に努める。	132	総務部	防災安全課
(6) 大規模災害発生時の検証について	意見	平成26年豪雪時に、高崎市では、その対応や状況に関する報告書が議会向けには作成されたが、一般向けの報告書は作成されなかった。しかしながら、様々な角度から災害を検証するという観点からは、大規模な災害が発生した後は、その対応の検証や反省点をまとめ、公表されることが望ましい。	復旧工事等については、現在も進行中であることから、災害規模に応じた検証・報告基準の設定と公表については引き続き研究する。	133	総務部	防災安全課
4. その他						
(1) 地区防災計画の作成について	意見	高崎市においては「地域防災計画」は作成されているが、「地区防災計画」は作成されていない。「地区防災計画」は東日本大震災の教訓を踏まえ災害対策基本法に取り入れられた制度であり、法的に作成義務はないが、平時における大規模災害への備えとして、作成には積極的に取り組まれることが望まれる。	昨年の台風19号を契機として、改めて「地域の安全は地域で守る」という「共助」の取組を推進し、引き続き自主防災組織などを通じて、地区防災計画等の普及啓発に努める。	134	総務部	防災安全課
(2) 安否情報照会マニュアルの作成について	意見	東日本大震災における教訓を踏まえ、災害対策基本法で、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができるとされている。その場合の条件などについて規則や通知などに定めがあるが、災害発生時にこれらを確認しながら対応することは難しいと思われることから、平時において「安否情報照会マニュアル」を整備しておくことが望まれる。	令和元年11月に群馬県から示された「自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき対応することと併せて、様々な観点から活用にあたっての留意点も含め研究する。	134	総務部	防災安全課
(3) 災害法制に関する研修について	意見	高崎市では、全職員を対象とした災害法制の実務研修といったものが実施されていないが、大規模災害時には全庁的に災害対応に追われ担当者が必ずしも指揮を執れるとは限らず、また数年おきの異動といったことを考慮すると、担当職員が研修等に参加するといったことだけではなく、定期的に全職員を対象に災害法制に関する研修を実施するといったことが望ましい。	現時点では、行政調査員を対象とした「家屋被害認定調査研修」、避難所開設担当者及び新規採用職員を対象とした「HUG研修」を実施している。今後は、先般の台風19号の教訓を踏まえ、研修内容についても研究する。	135	総務部	防災安全課
(4) 高崎市防災会議の委員について	意見	防災会議は災害対策基本法に基づき設置され、行政職員のみならず様々な学識経験者により構成されているが、法律の専門家は含まれていない。法律に基づき設置される会議であることなどを踏まえ、法令の変更等に適切に対応できるように法律の専門家も加えることが望ましい。	防災会議の委員については、条例で定数が定められていることから、法律の専門家の登用については、学識経験者を選任する過程で研究する。	136	総務部	防災安全課
(5) 士業との連携強化について	意見	高崎市では、平成28年度に行政書士会、弁護士会、不動産鑑定士会との間で協定を結んでいるが、それ以外の士業とは協定を結んでいない。災害時には様々な問題が発生すると考えられるため、再建支援の協力を各方面から得られるようにするために、各専門家と協定を締結していくことが望まれる。	災害時の被災者支援のために必要とされる各士業との協定締結について引き続き研究する。	137	総務部	防災安全課

指摘 8 件  
意見 40 件  
計 48 件